

適合証明業務フロー(中古マンション)

【申請者】

(対象となる住宅)

マンション: 地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火又は準耐火であること)
居住要件 1: 次のいずれかに該当する住宅
1. 建築後2年を超えたもの
2. 建築後2年以内の場合、今までに人が住んだことがあるもの
規格: 2以上の居室(食事室を含む)、台所、トイレ、浴室がある住宅
規模: 専有面積が30㎡以上の住宅

1 居住要件における築後年数とは、検査済証交付日又は新築年月日(表示登記における新築時期)から借入申込み日までの年数をいう。

(適合証明を不要とできるマンション等)

新築時に旧公庫融資(優良分譲住宅等)の手続きを完了したマンション等については適合証明書の省略ができる(「中古マンションらくらくフラット35」)。機構のホームページにおいて提供された情報により購入希望者が必要事項を記載した「適合証明省略に関する申出書」を適合証明書に代えて金融機関に提出することにより適合証明書の省略ができる(フラット35Sは対象外)。

(提出する書類)

中古住宅適合証明申請書(フラット35・財形住宅融資)(第一面)[適既工第1号書式]
中古住宅適合証明申請書(フラット35・財形住宅融資)(第二面)[適既工第1号書式]
中古住宅適合証明申請書類チェックリスト(フラット35・財形住宅融資)[適既工第2号書式]
建物登記事項証明書の写し
敷地面積が確認できる書類
(土地の登記事項証明書の写し、確認済証の添付書類など)
建築確認日が確認できる書類
(確認済証の写し、検査済証の写しなど)
建築確認日が昭和56年5月31日以前(新築時期(「表示登記の原因及びその日付」に記載された日)が昭和58年3月31日以前)の場合は、耐震評価基準等による判定を行うため別途図面等の提出が必要となります。
管理規約の写し
長期修繕計画の写し
物件の概要が確認できる書類
(パンフレット、竣工図の写しなど)

【まちづくりセンター】

中古住宅物件調査申請

引受承諾書
請求書

質疑

訂正

現場立会い(専用部分の検査を要する場合に限る。)

中古住宅適合証明書(フラット35・財形住宅融資)[申請者用]
[適既工第3号書式]
中古住宅適合証明書(フラット35・財形住宅融資)[金融機関提出用]
[適既工第4号書式]
中古住宅物件調査概要書(フラット35・財形住宅融資)[マンション用]
[適既工第8号書式]

引受事務

引受決裁

[事務担当]

[決裁者]

書類審査実施

[検査担当]

現地調査実施

[検査担当]

中古住宅適合証明書の
交付

[事務担当]

交付決裁

[決裁者]